

## 第5期倉吉市地域福祉推進計画策定に係るパブリックコメントの結果について

この度、「第5期倉吉市地域福祉推進計画」を策定するにあたり、広く皆様のご意見を参考にするため、パブリックコメントを実施しましたので、その結果を公表します。

### 1. パブリックコメント実施の概要

- (1) 募集期間 令和5年12月5日(火)～令和6年1月5日(金)
- (2) 募集方法 持参、郵送、FAX 又は電子メールにより提出  
※資料は市公式サイトに掲載のほか、紙媒体の資料を福祉課、図書館、関金支所、市社協、各地区コミュニティセンターに配架
- (3) 応募数 3件(11項目)

### 2. パブリックコメントの内容と意見に対する回答

No.	意見(要旨)	意見に対する回答
1	第4章 施策の展開 基本目標Ⅱ 地域で支え合う体制づくりの促進 基本項目3 地域の担い手づくりの推進 学校、企業、当事者団体などの地域における関係機関が連携し、意識の醸成を図っても、18ページの表のように昭和60年以降出生数の減少が続いており、このままでいくと担い手不足に至ると思われる。出生数の減少で少子化を食い止めるには、この大きな背景にある未婚、晩婚化に注目し、結婚したくてもなかなか成婚に至らない場合に婚活支援員を新設し、成婚を促進することが必要と思われる。	本市の第12次総合計画の重点事業において、「子どもを産み育てやすい環境をつくる」ことが掲げられており、出会いから結婚、子育てなどに対して切れ目のない支援、まちづくりを行うこととされておりますので、これに基づき必要な取組を行っていきます。 地域福祉推進計画においては、様々な機会を捉えて、市民一人ひとりの地域福祉への関心、意識の向上を図ることで、地域福祉の担い手づくりを推進します。
2	本計画でいう「地域」とはどのようなものか。	本計画における地域とは日常生活圏域のことであり、自治公民館エリア、コミュニティセンターエリア、市全域の3つのエリアで構成されたもので、それぞれの特性を生かし施策を展開していくとしております。

		<p>&lt;参照&gt; P9「(2) 生活圏域としての役割」</p>
3	<p>計画期間の5年間は、担当職員の異動がないように、責任をもって計画を実行するべき。</p>	<p>本計画の推進にあたっては、市行政だけでなく、市民、市社協、事業者が協働し取り組むものとなります。また計画の実行に関しても、PDCAサイクルにより、適切な進捗管理を行うこととしております。</p> <p>&lt;参照&gt; P8「4 計画の推進に向けた役割について」</p>
4	<p>住民税を納付しているのに平等に市のサービスを受けることができないのは不公平ではないか。</p>	<p>行政サービスについては、住民税の納付に関わらず、必要な方が適切にサービスが受けれるように、「分かりやすく」「丁寧に」対応するよう、組織で取り組んでいきます。</p>
5	<p>第1章 計画の策定にあたって 4 計画の推進に向けた役割について P9「自治公民館やコミュニティセンター、民生児童委員、地区社会福祉協議会などの組織を基盤とし... (略)」及びP48「コミュニティセンターと関係機関が連携し、各地域福祉活動の拠点において、情報提供や研修会の開催などを通じて... (略)」とあるが、コミュニティセンターは拠点施設であり、組織ではないのではないか。</p>	<p>コミュニティセンターは、令和3年4月から、社会教育活動の拠点としての機能と、地域課題の解決に向けて取り組む地域づくり活動の拠点となる機能を有しています。センターには職員を配置し、地域の相談を受け止め、適切な支援につなぐなど、地域福祉を担う組織と考えております。</p>
6	<p>第2章 本市の現状 P34及びP47の自治公民館の加入率の低下について、原因は追及しているのか。また、加入していないと見守りなどのサービスは受けられないのか。</p>	<p>自治公民館の加入率の低下については、今後、住民異動等から加入率低下について、分析することを検討をしています。</p> <p>地域の民生児童委員による見守り活動については、自治公民館の加入の有無に関わらず、市福祉課にご相談ください。</p>
7	<p>第4章 施策の展開 基本目標Ⅱ 地域で支え合う体制づくりの促進 基本項目3 地域の担い手づくりの</p>	<p>見守り活動をはじめとした地域の福祉活動は、市民の理解、協力が不可欠なものとなります。市民や事業者に対する積極的な福祉活動の参加、地域福祉に関する</p>

	<p>推進</p> <p>市民はボランティアであり、福祉活動の担い手と位置づけるのはおかしいのではないか。</p>	<p>意識の醸成を図っていきたいと考えております。</p> <p>具体的な取組としては、学生等に対する福祉の職場や福祉ボランティアの体験、認知症地域支援推進員などによる福祉学習等の機会の提供を行っていきます。</p>
8	<p>第4章 施策の展開</p> <p>重点項目 倉吉市重層的支援体制整備事業実施計画</p> <p>P68の図で、地域の中にあるコミュニティセンターは「交流できる場」になるのではないか。</p>	<p>図に示す「交流できる場・居場所」には取組を例示したものとしておりますので「コミュニティセンター」は地域の資源の中に記載しております。</p>
9	<p>三朝町が導入を検討している携帯電話を活用した独居見守りサービスなどの県外の取組を、倉吉市は視野に入れているのか。行方不明者も多いので導入をお願いしたい。</p>	<p>高齢者の見守りサービスとしては、現在、電話回線を活用した緊急通報システムを行っています。高齢者の見守りサービスについては、いろいろなものがありますので今後の参考にさせていただきます。</p> <p>また、行方不明の方に対応するため、見守りシールの作成・配布を実施予定です。</p>
10	<p>廃校舎などを利用し、市営の高齢者集合住宅にしてはどうか。孤立した集落など、若者が少なく後継者のいない高齢者が一人暮らしや高齢者世帯となり不便や不安を抱えて暮らしているよりは、高齢者同士が集団でかつプライベートを保ち生活できる住宅があれば、見守りや買い物、運動、趣味など生きがいをもって自立した生活ができるのではないか。最初の資本はかかるが何年か後には人員不足やパイプラインの整備が償却できると思う。</p>	<p>高齢者の方が安心して暮らせるように、集落や地区でのサロンの設置や困りごとの相談窓口開設などにも取り組んでいるところですが、いただいたご意見については今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
11	<p>委員の方が、福祉に頼る生活となる当事者の立場で物事を考えるように</p>	<p>本策定委員会の委員は地域、関係団体、各福祉分野の代表者、学識経験者で構成</p>

<p>してください。書面だけの計画とならないように。</p>	<p>され、活発な意見交換、協議を行っております。また、分野別の計画においては、高齢者や障がいのある人など当事者団体の代表者も委員として参画しています。本計画が確実に推進されるよう、策定委員会で継続的に進捗管理を行うこととしておりますので、ご理解ください。</p>
--------------------------------	--